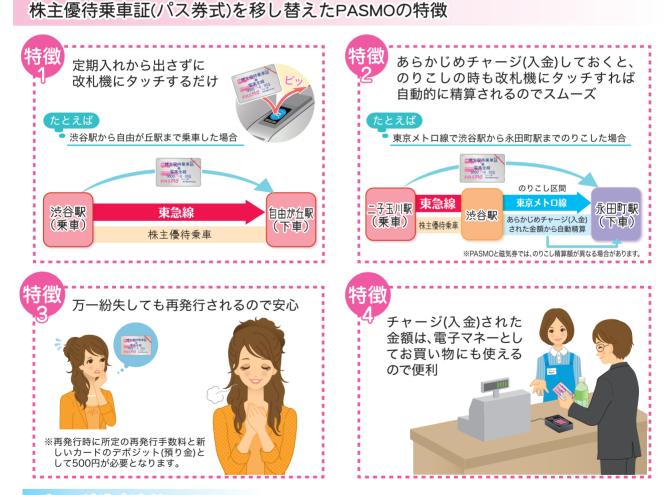


# 株主優待乗車証(パス券式)を PASMO<sup>®</sup>に移し替えてご利用いただけます。

移し替えには一定の制約があります。ご希望の方は、このご案内をよくお読みください。

※ PASMOは株式会社パスモの登録商標です。

株主優待乗車証(パス券式)は、磁気券のままでもご利用いただけますが、 ご希望の場合はPASMOに移し替えてご利用いただけます。



#### チャージ(入金)とは…

駅やバス営業所などでPASMOに入金することを、チャージといいます。チャージされている金額内で、電車やバスの乗車や、お買い物にご利用いただけます。

※PASMOについての詳細は、株式会社パスモのホームページをご覧ください。

なお、PASMOをご利用される際の取り扱いは、株式会社パスモが定める取扱規則に準じます。

#### デポジット(預り金)とは…

デポジット(預り金)は、カードをご利用いただくためにお客さまからお預かりするお金のことです。なお、デポジットは運賃の支払いや電子マネーとしてはご利用いただけません。PASMOが不要となった場合は、デポジットをお返ししますので、 定期券うりばで払いもどしをお願いします。この場合、株主優待乗車証の権利が失われますのでご注意ください。 ※クレジットカードと一体になったPASMOは、デポジットが不要です。

## 乗車証のPASMOへの移し替えについて



※法人名義(会社名)では記名PASMOを所有できません。法人として利用される方は、従来どおり磁気券をご利用ください。 ※株主優待乗車証(きっぷ式)をPASMOに移し替えることはできません。

※小児用PASMOに移し替えることはできません。

※モバイルPASMOなどへ移し替えることはできません。

※SuicaなどPASMO以外の他社発行ICカードに移し替えることはできません。

※新たにPASMOをご購入いただく場合にはデポジット(預り金)として、500円が必要となります。

※有効期限が切れたIC企画券情報は情報クリアすることで移し替えできます。

### 電車・バスの定期券情報およびIC企画券情報をのせることが できなくなります

株主優待乗車証を移し替えた PASMO には、それ以外の電車・バスの定期券情報およびIC企画券情報をのせる ことはできません。また、PASMO 定期券に株主優待乗車証を移し替えることもできません。

## 記名人以外は、ご利用いただけなくなります

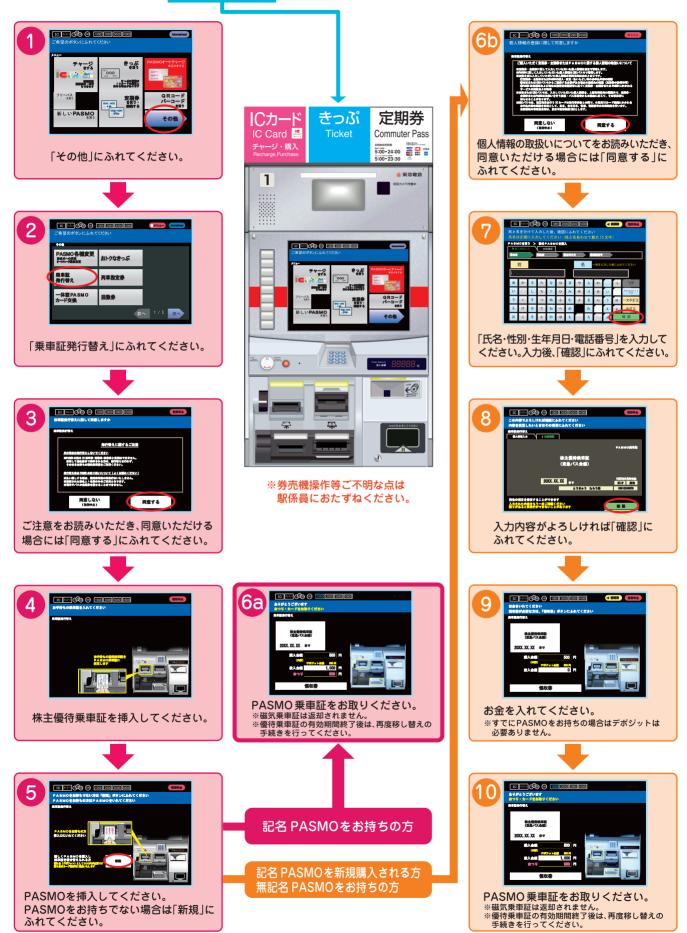
PASMOをご利用される際の取り扱いは、株式会社パスモが定める「PASMO取扱規則」によります。そのため、 PASMOに記名されたご本人さま以外、ご利用いただけません。

#### PASMOを払いもどすと、株主優待乗車証についての権利が 失われます

PASMO を払いもどす場合、株主優待乗車証の再発行はいたしません。また、一度 PASMO に移し替えた株主 優待乗車証を、磁気券にもどすこともできません。PASMO の払いもどしを行うと、株主優待乗車証についての 権利が失われます。

# 株主優待乗車証(パス券式)をPASMOに移し替えるには

#### 東急線各駅(こどもの国線をのぞく)の 銀色の券売機で簡単に移し替えができます。





<sup>お問い合わせ</sup>東急株式会社 社長室総務グループ

TEL.(03)3477-6228 月~金 9:30~12:30/13:30~17:00(祝日を除く)